

武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方（骨子案）

武蔵野市教育委員会は、今後の本市の学校教育において、児童生徒の学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するための基本的な考え方を定める。

【導入における基本的な考え方や指針、学習者用コンピュータの位置付けについて】

- 児童生徒がタブレット端末を使用できる環境を整備した試行を実施する。
試行を実施した上で、本市としての学習者用コンピュータ活用の指針を定める。
- 指針には、学習者用コンピュータを使用する場面や活用方法、教員の研修などを規定する。
- 指針を定めるための試行は、期間を3年で行う。
- 試行期間には、学習者用コンピュータの設定内容（学習者用コンピュータ導入の条件）や管理方法を定めていく。
- 試行期間中、学習者用コンピュータの授業における指導方法を含め、ICT機器の活用について検討するため、専門の委員会を設置する。

【教育委員会、学校、家庭の役割等について】

- 教育委員会、学校、保護者の役割を示し、学習者用コンピュータの活用を図る。
- 学習者用コンピュータの使用の質的・量的な高まりを踏まえた、従来の情報モラル教育より一步進んだICTに関する教育が必要である。